

【諮問事項 1】

広島県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の策定について

1 趣旨

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が令和 2 年 4 月 1 日から施行されるに当たり、市町との連携内容について広域計画に規定する必要があることから、第 3 次広域計画を改定し、令和 2 年度を初年度とする第 4 次広域計画を策定するものである。

2 内容

改定前項目名	内 容
はじめに	別紙のとおり
I 第 3 次広域計画の趣旨	別紙のとおり
II 制度を取り巻く状況と課題	別紙のとおり
III 基本方針	変更なし
IV 基本計画	別紙のとおり
V 第 3 次広域計画の期間及び改定	別紙のとおり

3 根拠法令

【地方自治法第 291 条の 7 第 3 項】

広域連合は、広域計画を変更をしようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

【広島県後期高齢者医療広域連合規約第 5 条】

広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

現 行	改定案
<p>はじめに</p> <p>後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費について、高齢者世代と現役世代の負担を明確にするとともに財政基盤の安定を図り、公平でわかりやすい制度とする観点から、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を対象とする独立した医療保険制度として創設されました。</p> <p>この後期高齢者医療制度では、都道府県ごとに設置され、全市町村が加入する広域連合が運営主体とされ、運営に当たって、市町村との事務分担を明確にするとともに連携の強化を図り、制度を円滑に進めていくための指針として、地方自治法の規定に基づき、各広域連合において「広域計画」を策定することとされております。</p> <p>このため、広島県においては、後期高齢者医療制度施行前の平成19年2月に広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を設立し同年4月には、平成21年度までの3年間に期間とする広島県後期高齢者医療広域連合第1次広域計画（以下「第1次広域計画」という。）を策定したところ です。</p> <p><u>また、平成22年4月には、第1次広域計画の満了を受けて、広島県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画（以下「第2次広域計画」という。）を策定しました。この第2次広域計画は、後期高齢者医療制度を廃止し、新たな医療制度を創設することとしていた当時の国の方針に鑑</u></p>	<p>はじめに</p> <p>後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費について、高齢者世代と現役世代の負担を明確にするとともに財政基盤の安定を図り、公平でわかりやすい制度とする観点から、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を対象とする独立した医療保険制度として創設されました。</p> <p>この後期高齢者医療制度では、都道府県ごとに設置され、全市町村が加入する広域連合が運営主体とされ、運営に当たって、市町村との事務分担を明確にするとともに連携の強化を図り、制度を円滑に進めていくための指針として、地方自治法の規定に基づき、各広域連合において「広域計画」を策定することとされております。</p> <p>このため、広島県においては、後期高齢者医療制度施行前の平成19年2月に広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を設立し同年4月には、平成21年度までの3年間に期間とする広島県後期高齢者医療広域連合第1次広域計画（以下「第1次広域計画」という。）を策定しました。</p> <p><u>また、第1次広域計画の満了を受けて、平成22年4月には、平成22年度から新たな医療制度を創設するまでを期間とする広島県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画を策定しました。</u></p> <p><u>その後、後期高齢者医療制度が引き続き存続すること</u></p>

<p><u>み、平成22年度から新制度創設までの間を期間としておりました。</u></p> <p><u>しかしながら、社会保障制度改革国民会議の結果を受け、平成25年12月には、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立するなど、後期高齢者医療制度が引き続き存続することとなりました。</u></p> <p><u>こうしたことから、広域連合としては、第2次広域計画の一部見直しを行い、広島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（以下「第3次広域計画」という。）を策定しました。この計画を着実に実施することにより、国民皆保険制度の一環としての後期高齢者医療制度を引き続き適正かつ安定的に運用してまいります。</u></p>	<p><u>となり、平成28年4月には、平成28年度から大きな制度改正が行われるまでを期間とする広島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（以下「第3次広域計画」という。）を策定しました。</u></p> <p><u>このたびは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が令和2年4月から施行されることに伴い、この一体的な実施に係る広域連合と広島県内全市町（以下「市町」という。）との連携内容などについて広域計画に規定する必要があることから、この一体的な実施の施行に関する箇所について第3次広域計画を変更することを目的として、広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画（以下「第4次広域計画」という。）を策定しました。</u></p> <p><u>この計画を着実に実施することにより、国民皆保険制度の一環としての後期高齢者医療制度を引き続き適正かつ安定的に運用してまいります。</u></p>
<p>I 第3次広域計画の趣旨</p> <p>第3次広域計画は、地方自治法第291条の7及び広島県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき策定する計画です。</p> <p>第3次広域計画は、<u>第2次広域計画期間の状況と課題を踏まえ、後期高齢者医療制度の運営に当たって広域連合と広島県内全市町（以下「市町」という。）が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項などについて</u>の基本的な指針を定めるものです。</p>	<p>I 第4次広域計画の趣旨</p> <p>第4次広域計画は、地方自治法第291条の7及び広島県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき策定する計画です。</p> <p>第4次広域計画は、<u>高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事項のほかに、これまでの広域計画での期間の状況と課題を踏まえ、後期高齢者医療制度の運営に当たって広域連合と市町が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項などについて</u>の基本的な指針を定めるものです。</p>

Ⅱ 制度を取り巻く状況と課題	Ⅱ 制度を取り巻く状況と課題
<p>1 状況</p> <p>後期高齢者医療制度は、平成20年4月にスタートしましたが、当初、制度内容の周知不足などにより数多くの問合せや意見が寄せられました。</p> <p>そのため、国、県、広域連合及び市町は相互に連携し、制度の説明会の実施や広報の充実などを図ることにより、制度の理解が得られるように努めてきたところです。</p> <p>また、国においては、被保険者をはじめとする国民の理解を得るため、保険料負担の軽減など、順次制度の見直しが行われてきました。</p> <p>広域連合においても、国の動向を踏まえ制度の定着に努めてきたところです。</p> <p>こうした中、本県における後期高齢者人口の状況としては、広島県が<u>平成27年3月に策定した「広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」</u>において、広島県の75歳以上の後期高齢者人口は、<u>平成22年の33.6万人から平成32年の44.2万人と10年間で1.3倍となり</u>、<u>その後も平成42年まで増加が続く見込みであるとして</u>います。</p> <p>また、医療費の状況としては、<u>医療費総額及び一人当たりの医療費とも</u>、後期高齢者医療制度がスタートした平成20年度以降年々増加しており、<u>平成26年度の医療費総額は約3,942億円</u>、一人当たり医療費は<u>約106万6千円</u>となっています。</p>	<p>1 状況</p> <p>後期高齢者医療制度は、平成20年4月にスタートしましたが、当初、制度内容の周知不足などにより数多くの問合せや意見が寄せられました。</p> <p>そのため、国、県、広域連合及び市町は相互に連携し、制度の説明会の実施や広報の充実などを図ることにより、制度の理解が得られるように努めてきたところです。</p> <p>また、国においては、被保険者をはじめとする国民の理解を得るため、保険料負担の軽減など、順次制度の見直しが行われてきました。</p> <p>広域連合においても、国の動向を踏まえ制度の定着に努めてきたところです。</p> <p>こうした中、本県における後期高齢者人口の状況としては、広島県が<u>平成30年3月に策定した「広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画・介護給付適正化計画」</u>において、広島県の75歳以上の後期高齢者人口は、<u>団塊の世代の更なる高齢化により、平成27年から令和7年までの10年間で14.4万人の大幅な増加が見込まれ</u>、その後も<u>令和12年まで増加が続く見込みであるとして</u>います。</p> <p>なお、医療費の状況としては、<u>医療費総額は</u>、後期高齢者医療制度がスタートした平成20年度以降年々増加しているものの、<u>一人当たりの医療費は平成27年度以降横ばいであり、平成30年度の医療費総額は約4,321億円</u>、一人当たり医療費は<u>約105万5千円</u>となっています。</p>

	<p>ます。</p>
<p>2 課題 広域連合としては引き続き県の協力を得ながら保険者機能を発揮し、安定した医療の給付及び市町との連携の強化に取り組む必要があります。 また、<u>高齢者の健康づくりの推進</u>、医療費の適正化、保険料収入の確保などによる保険財政の健全化・安定化に努める必要があります。 さらに、平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度の導入により、住民の利便性の向上や事務の効率化を図るとともに、広域連合が所有する膨大な被保険者等の個人情報漏えい等のリスク対策に、より一層取り組むことが求められます。</p>	<p>2 課題 広域連合としては引き続き県の協力を得ながら保険者機能を発揮し、安定した医療の給付及び市町との連携の強化に取り組む必要があります。 また、<u>令和2年4月から施行される保健事業と介護予防の一体的な実施などの推進</u>、医療費の適正化、保険料収入の確保などによる保険財政の健全化・安定化に努める必要があります。 さらに、平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度の導入により、住民の利便性の向上や事務の効率化を図るとともに、広域連合が所有する膨大な被保険者等の個人情報漏えい等のリスク対策に、より一層取り組むことが求められます。</p>
<p>IV 基本計画 1 広域連合と市町の事務分担 (4) <u>保健事業に関する事務</u> [広域連合] <u>後期高齢者の健康づくりや、医療費適正化の観点</u>、さらには、<u>健康・医療情報などを分析し、市町と連携して保健事業を推進します。</u></p>	<p>IV 基本計画 1 広域連合と市町の事務分担 (4) <u>保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事務</u> [広域連合] <u>後期高齢者の身体的、精神的、社会的な特性を踏まえ、原則として市町との委託を基に、市町と連携をとりながら、後期高齢者の健康の保持増進のために必要な保健事業と介護予防の一体的な実施が推進されるよう必要な財源を確保するとともに、PDCAサイクルに沿って進捗するよう事業の実施主体として、現状分析、体制整備や事</u></p>

<p>[市町]</p> <p>広域連合と連携をとりながら、健診事業などの業務を実施します。また、地域の特性に応じた保健事業を推進します。</p>	<p>業評価などにおいて市町の後方支援をします。</p> <p>[市町]</p> <p>後期高齢者に係る健診事業などの業務のほかに、広域連合との委託を基に、広域連合と連携をとりながら、国民健康保険の保健事業と介護保険の地域支援事業などとの一体的な実施のあり方を含む基本的な方針を定め、後期高齢者の特性に応じた保健事業の効果的かつ効率的な実施を推進します。</p>
<p>2 施策の方向性</p> <p>(2) 医療費の適正化</p> <p>県の医療費適正化計画と整合し、レセプト電子化によるレセプト点検の効率的実施及び疾病分類をはじめとした受診情報析の強化により保健事業への活用、後発医薬品の使用促進などにより医療費の適正化に取り組みます。</p> <p>また、医療費に対する認識を深め、重複・頻回受診の防止と適正受診の推進を図るため、医療費通知を行います。</p> <p>(4) 健康づくりの推進</p> <p>広域連合と市町が連携して広報活動に取り組むことで、高齢者の健康づくりに対する意識の高揚を図ります。</p> <p>また、高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、健康診査、歯科健康診査、長寿・健康増進、糖尿病性腎症患者の重化予防など保健事業を推</p>	<p>2 施策の方向性</p> <p>(2) 医療費の適正化</p> <p>県の医療費適正化計画と整合し、医療情報を有効活用することにより、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用の促進、重複・頻回受診者に対する保健指導の促進やレセプト点検の充実など、被保険者の適正な受診を推進し、医療費の適正化に取り組みます。</p> <p>(4) 保健事業と介護予防の一体的な実施の推進</p> <p>後期高齢者のフレイルに着目して、後期高齢者に対する個別支援であるハイリスクアプローチ、通いの場などへの積極的な関与などであるポピュレーションアプローチを一体的に実施することによって、後期高齢者の多様な課題に対応したきめ細かな保健事業を推進します。</p>

<p><u>進みます。</u></p>	<p><u>また、併せて、後期高齢者の健康増進のため、健康診査、 歯科健康診査や長寿・健康増進などについても、引き続き 実施します。</u></p>
<p>V 第3次広域計画の期間及び改定</p> <p>現在、国において社会保障制度の様々な見直しが検討さ れているところであることを踏まえ、この計画の期間は、 <u>平成28</u>年度から大きな制度改正が行われるまでの間と します。 ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を 行うこととします。</p>	<p>V 第4次広域計画の期間及び改定</p> <p>現在、国において社会保障制度の様々な見直しが検討さ れているところであることを踏まえ、この計画の期間は、 <u>令和2</u>年度から大きな制度改正が行われるまでの間とし ます。 ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を 行うこととします。</p>